

3. 医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業（R2年度新規）

（児童虐待・DV 対策等総合支援事業）

1. 経緯・目的

- 平成 24 年 3 月 「医療機関（医科・歯科）における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を策定。
- 平成 28 年 1 月 「妊娠期からの妊婦の子育て支援のためのガイドライン」を福祉部と健康医療部協同で策定（要養育支援者情報提供票の書式改訂、要項を整理）。
医療機関連携における現状と課題を整理。
 - 医療の現場では、虐待に関する知識や被虐待児の診療経験が必ずしも充分とは言えない。
 - 医療機関において、児童虐待対応の院内体制がない場合、適切な対応ができない。
- 平成 29 年 5 月 上記のような課題があることから、中核的な拠点病院を中心に、地域医療機関による児童虐待対応のネットワークづくり、医療保健関係者への研修、連絡会等を行い、医療機関における児童虐待対応、発生予防、早期発見の対応能力の強化を図ることを目的に、国庫補助事業「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を活用し、事業を開始。

2. 事業内容

[1]児童虐待防止医療ネットワーク事業（平成 29 年度～令和元年度）

（1）院内体制整備の推進

- 救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備※」を要件化（二次・三次救急告示医療機関 全 約 290 件。認定機関 3 年）。
 - ※次の A 及び B のどちらかまたは両方を満たすこと
 - A：児童虐待に関する外部機関との連携窓口を設置
 - B-1：児童虐待に関する委員会の設置 B-2：児童虐待対応マニュアルの作成
- 平成 29 年度：救急告示医療機関マニュアルの改訂等の周知期間とし、「子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を改訂（拠点病院に委託）、また、医療機関対応シートを策定し救急告示医療機関、市町村等に配布し周知。
- 平成 30 年度の二次・三次救急告示医療機関の新規・更新申請より要件化し、認定基準に追加。平成 30 年度申請した 33 件、令和元年度申請した 167 件の全てに院内体制が整備されていることが確認できた（府内全二次・三次救急告示医療機関の 70%に相当）。令和 2 年度申請全 103 件についても同様に確認し、3 か年で府内全ての二次・三次救急告示医療機関に、児童虐待に組織として対応するための院内体制が整備されたことを確認できた。
- 保健所が行う立ち入り検査における院内体制の実効性確認（令和元年度～）
- 救急懇話会等における周知啓発（令和元年度・全 7 圏域）

（2）院内体制整備の支援

- 府内北部及び南部 2カ所の産科・小児科を有する地域の中核的医療機関に事業を委託（北部（社医）愛仁会 高槻病院、南部 大阪母子医療センター）
 - 相談窓口設置：院内体制の運営上の疑問等に対応する窓口を設置。
 - 連絡会開催：児童虐待対応担当者の MSW 等を対象に、院内体制の有効活用に向けた情報交換等。
 - 研修会開催：医師等医療従事者を対象に児童虐待の医学的所見や早期発見のための研修。

(3) 拠点病院の取組状況

- 相談窓口 高槻病院は患者相談室、大阪母子医療センターは母子保健調査室に設置。
医療機関からの相談件数 計 19 件
- 研修会 実施 両拠点病院とも 2 回 計 4 回
参加人数 計 335 人
内容 SBS 予防教育プログラム インストラクター研修、
BEAMS（医療機関向け虐待対応プログラム）、
症例検討 等
- 連絡会 実施 両拠点病院とも 12 回 計 24 回
参加人数 計 986 人
内容 よりよい院内体制構築のための情報交換、症例検討（児童虐待対応に関する、組織判断による通告、一時保護等社会的入院の受け入れ等）など。

[2] 医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業（令和 2 年度～）

(1) より実効性の高い児童虐待防止体制の、地域医療全体における整備

- 整備できた院内体制を、各医療機関が自ら点検・改善できるよう、府内北部及び南部 2カ所の中核的医療機関に引き続き事業を委託。拠点病院間の連携により事業実施。
 - 調査・分析：救急告示医療機関における児童虐待対応症例・体制整備状況等
調査対象医療機関 283 件 回答数 136 件（回答率 48%）
児童虐待の対応や院内体制等の課題や関係機関との連携など課題を分析。
 - 研修会開催：医師等医療従事者を対象に、児童虐待の医学的所見や早期発見のための研修及び情報交換、調査結果のフィードバック。
実施 両拠点病院合同開催 2 回 合同オンライン開催
参加人数 計 187 人
内容 BEAMS（医療機関向け虐待プログラム）
高槻病院における特定妊婦の支援